

第4章 化学物質の管理

化学物質の適正管理

九州大学においては、適切な化学物質管理を行うために「化学物質管理規程」（平成24年4月施行）及び「化学物質管理規程運用マニュアル」（平成25年2月施行）に従い化学物質の管理を行っています。

1. 化学物質取り扱い等に関する講習会の開催

九州大学環境安全センターでは、環境保全及び安全衛生教育の一環として、専攻教育科目で化学物質を扱う学生や化学系の研究室に配属される学生を対象とした化学物質の管理と取扱いにおける注意、廃棄物処理

令和元年度 化学物質取り扱い等に関する講習会及び見学会(学内)

	実施日	部局	部門	学年	人数	実施場所	施設見学
1	4/5	総理工	物質理工学	—	69	総理工A棟	なし
2	4/12	薬学部	—	3年	80	薬学部第二講堂	なし
3	4/26	理学部	化学科	2年	66	伊都W1号館	給水セ
4	7/17	工学部	エネルギー科学科	3年	27	伊都W2号館	給水セ
5	9/20	工学部	技術部	—	6	総合学習プラザ	給水セ
6	10/2	工学部	物質科学工学科	2年、3年	44	伊都W4号館	給水セ
7	10/3	工学部	物質科学工学科	2年	37	伊都W4号館	給水セ
8	10/10	農学部	食糧化学工学分野	2年	37	伊都センター1号館	給水セ
9	11/14	医学部	保健学科	1年	35	伊都センター2号館	なし
10	12/3	農学部	地球森林科学	2年	38	伊都W5号館	給水セ
				合計	439		

*) 参加人数は指導教官を含む。

のルール、安全教育などの講習会を行っています。令和元年度は10部門で開催し、439名の出席者がありました。そのうち7回は講習会終了後に給水センターで排水の再処理循環システムの見学も行いました。また、給水センターの施設見学のための依頼も3件あり、23名が参加しました。

また、令和元年1月に化学物質管理支援システムIASO R6がR7へバージョンアップされ、使い勝手がよくなりました。全学の利用者に対する説明会も伊都、馬出、筑紫の三キャンパスで12月に開催されました。また、その前週にはIASO R7の部局等の運用管理者であるSYSユーザーへの説明会も行われました。なお、伊都キャンパス椎木講堂での説明会については、その録画を本学の学習支援システムMoodleに掲載し教職員、学生に公開しています。

IASO R7 一般ユーザー説明会内容

1. 化学物質管理について
2. ASOR6からR7への変更点
3. IASO R7のデモ実演

令和元年度 給水センター見学会

実施日	団体名	人数
6/13	工学部 都市環境工学研究室	5
9/12	工学部 都市環境工学研究室	4
2/6	国立七大学安全衛生管理委員会	14
	合計	23



IASO R7 一般ユーザー説明会(馬出キャンパス)

第4章 化学物質の管理

化学物質の適正管理

2. 化学薬品の法規別保有状況

化学薬品は種々の法規によって規制されています。九州大学においては、医薬品等以外すべての化学薬品を化学物質管理支援システムによって管理しています。令和元年3月末時点での登録されている主要な法規の規制対象化学薬品本数を地区ごとに表に示しています。各薬品の保有量は多くはありませんが、その種類及が多いという大学に特有の傾向が見られます。また、薬品は伊都地区、病院(馬出)地区、筑紫地区の理系部局に集中しています。今後も法律及び学内規程に従った適切な管理を継続していくことが大切です。

化学薬品の法規別保有本数(令和元年3月末)

地区	毒物及び劇物取締法	消防法	労働安全衛生法	化審法	麻薬及び向精神薬取締法	PRTR法	薬機法
伊都	10,901	27,315	21,061	219	1,690	11,403	162
病院(馬出)	4,517	8,884	11,357	78	821	4,380	59
筑紫	4,847	14,592	10,621	61	615	6,316	22
その他	216	423	759	10	42	159	0
合計	20,481	51,214	43,798	368	3,168	22,258	243

3. 化学物質のリスクアセスメント

平成28年6月1日の改正労働安全衛生法の施行により、指定された640種の化学物質(平成30年7月時点で673物質)についてのリスクアセスメントの実施が義務化されました。九州大学では、平成28年3月に、各地区の安全衛生委員会において化学物質のリスクアセスメント義務化についての説明を行い、6月の法令施行への対応として、各管理部局において実施指針等の策定を行いました。また、リスクアセスメント実施の開始と並行して、リスクアセスメント実施義務や必要性についての説明および実施方法についての講習会等を行いました。平成28年度末にアンケート調査を行い、リスクアセスメント実施状況の把握と実施における問題点の洗い出しを行い、平成29年度10月に実施状況調査を行いました。その結果、化学物質リスクアセスメントについて十分に理解されていない研究室がかなり見られましたので、わかりやすい実施要領を作成することなどによりリスクアセスメントの完全実施に向けて努力する必要があります。

4. PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律)

九州大学では、PRTR法対象物質のうち、取扱量の多いノルマルヘキサン、ジクロロメタン、クロロホルム、ベンゼン、アセトニトリル、トルエン、キシレン類、ホルムアルデヒド、エチレンオキシドの9物質について年間取扱量を調査し、ノルマルヘキサン、ジクロロメタン、クロロホルム、キシレン類については取扱量が地区単位で1,000kgを超えていたため、伊都地区・病院地区は文部科学大臣(福岡市長)、筑紫地区は文部科学大臣(福岡県知事)にその旨届け出ています。

PRTR法対象化学物質(令和元年度 届け出分)

単位:kg

地区	物質名	年間	廃液	大気へ	下水道	自己
		取扱量	移動量	排出量	移動量	処理
伊都	ノルマルヘキサン	6,847	6,573	274	0	0.1
	ジクロロメタン	7,149	6,613	536	0	0.2
	クロロホルム	7,509	7,133	376	0	0
馬出	キシレン類	2,288	2,242	46	0	0
筑紫	ノルマルヘキサン	1,933	1,856	77	0	0
	ジクロロメタン	1,160	1,073	87	0	0
	クロロホルム	1,018	967	51	0	0

第4章 化学物質の管理

化学物質の適正管理

5. 水銀汚染防止法

平成 29 年 8 月 16 日の「水銀に関する水俣条約」の発効に伴い、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（水銀汚染防止法）及び改正関係法令が施行されました。水銀汚染防止法等では、水銀及び水銀化合物の国が定めた指針に従った貯蔵、前年度末での貯蔵量及び移動量の報告、水銀を使用している機器の適正な分別回収等が義務付けられるなど、水銀、水銀化合物及び水銀製品の製造や移動、使用、廃棄等に関する規制が強化されました。本学においては、水銀及び水銀化合物は必ず化学物質管理支援システムへ登録し、在庫量及び使用量の常時把握を行う体制をとるとともに、温度計や血圧計などの水銀使用機器についても、保有数量、使用場所及び保管場所の把握等の適切な管理を行っています。

事業所単位で年度内の再生資源及び廃棄物に該当するものを除く水銀の貯蔵量の最大値が 30 kg を超える場合は報告書の提出が義務付けられていますが、令和元年度は全地区で 30 kg 以下の保有であるため、報告書提出の必要はありませんでした。

令和元年度水銀保有状況等

地区等	水銀保有量(kg)		使用量(kg)	廃棄物(kg)
	R1 年度当初	R1 年度末		
伊都ウエスト	9.6	9.1	0.5	0
伊都イースト・センター	0.5	0.5	0	0
病院(馬出)	0.2	0.3	0	0
筑紫	5.7	4.7	0	1.0
大橋	0	0	0	0
病院(別府)	0	0	0	0

6. 作業環境測定結果

平成 28 年度から令和元年度までの管理区分Ⅱ及びⅢについて下表にまとめました。大学の実験室は、工場などの生産現場とは異なり、スケールの小さな合成実験を様々な薬品を使って多様な条件下で行うことが多く、適切なタイミングで作業環境測定を行うことが難しいのですが、半年に 1 回の頻度で測定を継続しています。令和元年度は前後期ともに 8 室が管理区分Ⅱとなり、管理区分Ⅲが前期 2 室、後期 1 室で見られました。主にクロロホルム、ホルムアルデヒドが検出されていますが、前期には酸化プロピレンが検出されたところも一か所ありました。不適切との結果が出た所には労働衛生コンサルタントなどが現地を視察して指導を行うなどして、すみやかな改善に努めています。また、自前でも簡便な作業環境測定を迅速にできるように、検知管やポータブル VOC モニター、粉塵計を使って作業環境測定を実施する体制も整えました。

管理区分Ⅱ、Ⅲの実験室の合計数(平成 28 年度～令和元年度)

化学物質	H28		H29		H30		R1	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
クロロホルム	4(1)	2(0)	4(0)	3(1)	1(0)	1(0)	2(0)	3(0)
ホルムアルデヒド	6(1)	1(0)	4(0)		2(0)	2(0)	5(2)	5(1)
酸化プロピレン							1(0)	
ノルマルヘキサン				1(1)				
水銀及びその無機化合物	1(0)							
粉じん							2(0)	1(0)
合計	11(2)	3(0)	8(0)	4(2)	3(0)	3(0)	10(2)	9(1)

()内は区分Ⅲの数

第4章 化学物質の管理

排水の水質管理

毎週、本学から出される排水の水質測定を行い、毎月第1週の測定結果を福岡市等下水道管理者に報告しています。令和元年度は、全学で下水排除基準値を超過したものはありませんでした。

令和元年度 排出水の水質分析結果

対象物質	基準値	伊都地区	病院地区			大橋地区	筑紫地区
		原水槽	(病院・他)	(歯学研究院)	(薬学研究院)		
水素イオン濃度 (pH)	5~9	6.1~6.9	7.5~8.4	7.6~8.9	7.0~8.7	6.5~7.0	7.2~8.1
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600	20~280	65~160	—	—	10~190	42~310
浮遊物質 (SS)	600	17~220	91~160	—	—	9~190	94~390
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類	5	—	—	—	—	<1
	動植物油	60	4~45	2~10	—	—	2~36
よう素消費量	220	<11	—	—	—	—	—
フェノール類	5	<0.1	—	—	0.2	<0.1	0.2
銅及びその化合物	3	0.08	0.03	0.03	0.07	0.02	0.03
亜鉛及びその化合物	2	1.1	0.33	0.35	0.75	0.31	0.58
鉄及びその化合物	10	—	—	—	—	—	0.22
マンガン及びその化合物	10	—	—	—	—	—	0.08
クロム及びその化合物	2	<0.02	—	—	—	—	<0.02
カドミウム及びその化合物	0.03		<0.003	—	<0.003	—	<0.003
シアン化合物	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	<0.1
鉛及びその化合物	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.01
六価クロム化合物	0.5	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	—	<0.02
砒素及びその化合物	0.1	—	<0.01	—	—	—	<0.01
水銀及びアルキル水銀	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005
アルキル水銀化合物	不検出	—	—	—	不検出	—	不検出
セレン及びその化合物	0.1	—	—	—	<0.01	—	—
ほう素及びその化合物	10	0.02~0.18	0.14~0.38	0.08~0.16	0.08~0.33	—	0.02~0.05
ふっ素及びその化合物	8	<0.2	<0.2	<0.2	0.3	—	<0.2
ポリ塩化ビフェニル	0.003	—	—	—	—	—	<0.005
有機リン化合物	1	—	—	—	—	—	<0.1
1,4-ジオキサン	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	0.031	—	<0.0005
トリクロロエチレン	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
テトラクロロエチレン	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ジクロロメタン	0.2	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01
四塩化炭素	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエタン	0.04	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,1-ジクロロエチレン	0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
1,1,1-トリクロロエタン	3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,3-ジクロロプロペン	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ベンゼン	0.1	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
クロロホルム	0.6*	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.4*	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
1,2-ジクロロプロパン	0.6*	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
p-ジクロロベンゼン	3*	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
トルエン	6*	0.12	<0.01	<0.01	<0.01	0.06	<0.01
キシレン	4*	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

表中の測定結果の数値は年間(12回報告)の最大値。単位:pHを除き、mg/L

*を付けた数字は目標値。環境水に対して定められた「指針値」の10倍で、排除基準値には定められていない。

第4章 化学物質の管理

実験廃液の処理

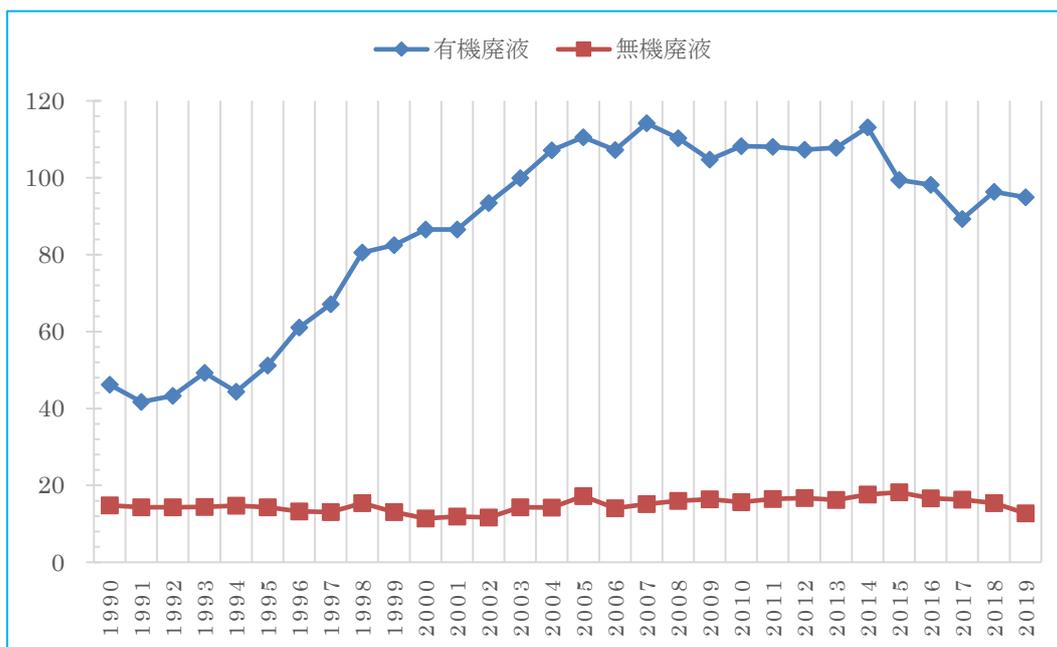
無機系廃液は平成27年度から、各地区の無機廃液集積場で大学指定の20Lポリ容器に保管されていた廃液を現地で大型タンクに毎月回収する方法に変更しました。有機系廃液は毎月、ドラム缶で集荷し、学外委託処理をしています。いずれの廃液においても、部局担当者は、「引き渡し確認票」に数量等を記入した後、電子マニフェストを交付しています。実験廃液の平成27年度から30年度の処理量を下表に示します。H30年度の無機系廃液の年間処理量は15.4 kLであり、年度ごとに減少傾向が見られます。一方、有機系廃液の全処理量は96.3 kLで、そのうちの「ハロゲン化有機溶剤」が前年比11%（2.3 kL）増加、「その他の有機廃液」が前年比7%（4.8 kL）増加しました。

実験廃液の処理量(kL) (平成28年度～令和元年度)

実験廃液の種類		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	処理方法
無機系廃液 (kL)	重金属廃液	8.50	8.00	7.84	6.17	委託処理
	有機物含有重金属廃液	5.54	6.14	4.82	5.06	
	シアン・ヒ素廃液	1.02	0.74	1.14	0.68	
	フッ素廃液	0.88	0.60	0.56	0.42	
	無機水銀廃液	0.04	0.02	-	-	
	写真定着廃液	0.62	0.78	1.06	0.42	
有機系廃液 (kL)	ハロゲン化有機溶剤	24.04	20.57	22.86	25.65	委託処理 (焼却)
	その他の有機廃液	74.11	68.71	73.47	69.25	

有機系及び無機系廃液量の経年変化

廃液量の変化を下図に示します。無機系廃液の量は平成2年度以降、大きな変化はありませんが、有機系廃液の量は、平成7年から下水道排除基準にジクロロメタン、四塩化炭素、ベンゼンなど多くの有機化学物質が加わったことから、急激に増加しています。これは実験器具の洗浄排水などの有機廃液を極力流さないように努めたためと思われます。



有機系及び無機系廃液量の経年変化 [横軸:年度、縦軸:廃液量(kL)]

「環境報告ガイドライン 2012」との対照表

環境報告ガイドライン(2012年版)	九州大学環境報告書2020	掲載 頁	記載 状況
4章 環境報告書の基本的事項			
報告にあたっての基本的要件（対象組織の範囲・機関）	大学概要	2,3	◎
経営責任者の緒言	総長・部局等トップメッセージ	1, 5-11	◎
環境報告の概要	環境活動計画、評価及び目標	13	○
マテリアルバランス	マテリアルバランス	66	◎
5章 「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標			
環境配慮の取組方針、ビジョン及び事業戦略等	九州大学環境方針	4	◎
組織体制及びガバナンスの状況	環境マネジメント体制	12	◎
ステークホルダーへの対応の状況/ 環境に対する社会貢献等	サークルEcoaの活動	25,26	◎
	環境関連の公開講座	40,41	◎
	環境監視調査	21-24	◎
バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況			
グリーン購入・調達	グリーン購入	66	◎
環境負荷低減に資する製品・サービス等	「環境月間」行事	34-39	◎
	環境安全教育	44-52	◎
環境関連の新技术・研究開発	次世代エネルギーの開発と自然エネルギー	30	○
	環境関連の研究	14-20,31-33	◎
環境に配慮した廃棄物処理/リサイクル	古紙回収と可燃ごみ	63-65	◎
	産業廃棄物の処理	67,68	◎
6章 「事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取り組みに関する状況」を表す情報・指標			
資源・エネルギーの投入状況			
総エネルギー投入量及びその低減対策	エネルギー消費抑制に向けた取り組み	53-57	◎
	エネルギー消費量	58-60	◎
水資源投入量及びその低減対策	水使用量と循環利用	61	◎
	再資源化処理施設エコセンター	27	◎
資源等の循環的利用の状況（事業エリア内）	水使用量と循環利用	61	◎
	九大Webリサイクルシステム	62	○
生産物・環境負荷の産出・排出等の状況			
温室効果ガスの排出量及びその低減対策	エネルギー消費抑制に向けた取り組み	53-57	◎
	エネルギー消費量	58-60	◎
	九州大学生協同組合の環境活動	28,29	◎
総排水量及びその低減対策	水使用量と循環利用	61	◎
大気汚染、生活環境に係わる負荷量及びその低減対策	化学物質の適正管理	69-71	○
	化学物質の排出量、移動量及びその低減対策	化学物質の適正管理（PRTR法,水銀法）	70,72
廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策	産業廃棄物の処理	67,68	◎
	実験廃液の処理	73	◎
有害物質等の漏出量及びその防止対策	排水の水質管理	72	◎
生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況	伊都キャンパスにおける環境保全活動	21,22	◎
	伊都キャンパスの環境監視調査	22-24	◎
7章 「環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況」を表す情報・指標			
環境配慮経営の経済的側面に関する状況	エネルギー消費量	58-60	○
	九大Webリサイクルシステム	62	○
環境配慮経営の社会的側面に関する状況	環境関連の公開講座	40,41	◎
	新聞に報道された本学の環境活動	42,43	○
8章 その他の記載事項等			
後発事象等	大学概要（活動内容は7月まで）	64-65	◎

記載状況： ◎：記載、○：一部記載、－：該当なし、×：記載なし

本報告書は、環境省の「環境報告ガイドライン 2012 年版」に基づき、同 2018 年の改訂を考慮して作成しています。

評 価

九州大学環境報告書 2020 に対する第三者意見

貴学の環境報告書を拝見し第三者として意見を述べさせていただきます。

まず、多彩な記事が目を引きました。たとえば、開発による森林資源破壊を抑制する方策の検討に関する記事（p.14～20）は組織の環境マネジメントに関わる私には、現状と今後の方向性が要領よくまとめてあり非常に有用でした。

日本一の面積の大きい伊都キャンパスが有する広大な保全緑地の維持管理・利用、環境監視等の一連の記事（p.21～23）も大変ユニークで面白く読みました。地域の貴重な自然遺産ですので、今後も定期的に記事にいただければと思います。

公開講座などの記事（p.40～41）もとても興味深く読みました。福岡演習林および宮崎演習林の記事については、もう少し詳しい説明がほしいと思いました。さらに、受講者の感想などが入ると記事がより多面的になると思います。

グリーン購入の記事（p.66）の後半で紹介されている九州地区国立大学法人等における電力の共同調達の話も興味を持ちました。比較的簡単な記載で終わっていますが、私個人としては図表なども含めた 1 ページ程度の詳しい記事を読みたいと思いました。

また、各部局等で環境報告書を作成・公開され、それをもとに各部局等のトップメッセージや具体的な環境保全への取り組みが報告されている点も、貴学ならではのユニークな取り組みだと感じました。

上記の通り、素晴らしい内容の記事が多く楽しく読ませていただきましたが、少し気づいた点を以下に記します。

地球温暖化防止に関し 53 ページ等で貴学の環境自主行動計画「九州大学のサステナブルキャンパスに向けた省エネルギー対策の推進」についての記述がありますが、その全体像については紹介がないようでした。中長期目標・行動計画等を開示し、それに対し現状を示すことは環境報告書の重要な役割の一つであると思いますので、次年度以降に検討いただければと思います。

また、二酸化炭素排出量の経年変化グラフ（p.60）が示すように、貴学の排出量は近年大幅に削減されています。これは大きな成果だと思えますが、その要因分析に関する記述はほとんどありませんでした。担当部署ではいろいろな分析をされていると思いますので、それを記載いただけると貴学の努力がわかるのみならず、外部の関係者に参考になると思います。

廃棄物削減に関しても多様な取り組みとデータが記載され（p.62～68）参考になりますが、貴学全体としての一般廃棄物と産業廃棄物について過去数年間の推移がわかるグラフ等があると、全体像がつかみやすいと思います。

環境活動計画等の一覧表（p.13）は非常に重要ですが、もう少し簡潔に記載し、詳細を説明したページを引用するほうが、読者にとって使いやすいのではないかと思います。

少し細かい点まで述べさせていただきましたが、最後に報告書全体について述べます。

全体として非常に興味深く有用な記事が多いのですが、残念ながらどういった読者を想定して編集しているかが見えにくいと感じました。どちらかというと学内の関係者向けに記載されているような印象を持ちましたが、環境報告書の機能としては、学内の一般教職員や学生、さらに近隣住民を含めた外部のステークホルダーも対象になると思います。想定される読者を明確にし、その読者にとって読みやすい報告書とするために、個々の記事の表現やボリューム、記事の割り付けなどを再検討してはいかがでしょうか。また、読者の感想を入れるなどの工夫も有用かと思います。

最後になりましたが、貴学の環境報告書に携わる関係者の皆様の真摯な取り組みについて敬意を表するとともに、環境報告書についての第三者意見の機会をいただいたことを感謝申し上げます。



錦見環境安全衛生
コンサルタント事務所
代表 錦見 端
(元名古屋大学准教授)

評 価

あとがき(自己評価)

九州大学の環境報告書は 2006 年から毎年 Web 発行され、本年で 15 年目となります。本報告書は、まず、部局または地区ごとに 11 の環境報告書が作られ、それらを基にして全学的な内容を加えて編集されています。

先日担当した基幹教育総合科目の「環境と安全 II」という講義で「環境報告書」を題材として取り上げ、大学、企業、自治体などが公表しているものを各自で調査してもらいました。環境報告書に初めて触れる受講生が多かったのですが、身近でいろんな環境保全活動が行われていることを知って興味が沸いたなどの声を聞くことができました。最近の異常気象などの現状をみて、環境問題に関心を持つ学生も多いと思いますが、本学の環境報告書もその一助となれば幸いです。

今年に入って、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡がり、人々の移動が制限され、いわゆる三密を避けるように様々な対策が取られています。その一つとして九大祭が今年も中止となりました。昨年は台風の影響で中止、一昨年と同じ理由で 1 日だけの開催でしたので、3 年連続して満足したものは開かれていません。本紙にも掲載されている環境サークルエコアをはじめとするサークル活動において伝統が途絶えたりしないことを願っています。

今年の環境報告書の「トピックス」(pp.14-20)には、「開発による森林破壊を抑制する方策の検討—サプライチェーン管理と ESG 投資」というタイトルで百村先生にご寄稿いただきました。環境問題は日本だけでなく人類共通の課題ですが、「正しい」開発を進めるための取組みについて世界の情勢を知ることができました。また、p.21 の「保全緑地での環境教育活動に向けた取組み」では保全緑地が広大であるがゆえにその景観悪化や利用者の安全を脅かす負の遺産となることが心配されており、その対策の検討が始まっていることが記されています。よい環境を作るだけでなく維持していくことの大切さに気付かされます。

さて、本年度の環境報告書では、その信頼性向上と内容充実のために第三者意見を戴き、掲載しました(p.75)。また、報告期間後の令和 2 年度のことですが、福岡市の事業所における古紙分別方法が令和 2 年 10 月から変更されることに応じて改訂されたポスターも掲載しました(p.65)。

ご感想やご意見など下記宛てお寄せいただければ有り難く存じます。

最後に、本報告書作成にあたってご尽力頂きました皆様に感謝いたします。

環境安全センター長 伊藤 芳雄

編 集 九州大学環境保全管理委員会

連絡先 福岡市西区元岡 774 〒819-0395
九州大学総務部環境安全管理課環境管理係
TEL 092-802-2074 / FAX 092-802-2076
e-mail syakankyo@jimu.kyushu-u.ac.jp